

記入注意

変更届・・・所属建築士に変更があった場合は、開設者は3カ月以内に知事に届け出る必要があります。(建築士法第23条の5)

- ① 日付は、届出年月日を記入してください。
- ② 届出人は、登録における登録申請者名（法人にあってはその代表者の氏名）を記入してください。
- ③ 変更があった建築士のみ記入してください。
- ④ 所属建築士の建築士法第22条の2に基づく定期講習の修了証（写し）を添えてください。